

令和3年3月5日

教育委員会臨時会議案書

草津市教育委員会

付議事項

議第5号 臨時代理の承認を求めることについて

議第6号 県費負担教職員の定期人事異動に伴う校長の任免の内申につき議決を
求めることについて

議第 5 号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 5 日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

臨時代理の承認を求めることについて

本教育委員会は、請負契約の変更に対する意見を市長に申し出るに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

草津中学校配膳室増築工事の請負契約の変更に対する意見を市長に申し出る
ることについて

草津中学校配膳室増築工事の請負契約の変更に対する意見を市長に申し出るに当たり、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に代理する。

記

意見 特になし

令和3年2月24日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津中学校配膳室増築工事に係る変更契約について

- 工事場所 草津市草津二丁目
- 工 期 令和2年12月16日から令和3年7月30日
- 契約相手方 草津市南笠東三丁目20番44号
株式会社千商 代表取締役 森川 守
- 増築面積 前館：136.00㎡（1階：46.81㎡、2～4階：29.73㎡）
後館：135.63㎡（1階：45.96㎡、2～4階：29.89㎡）
合計：271.63㎡

○工事内容

- ・既設校舎棟である前館、後館に配膳室を増築
- ・配膳室内にエレベーターを設置
- ・1階屋外に、配送トラックからコンテナを受け取るプラットフォームを設置
- ・各階には食缶等の仕分けスペースを確保
- ・衛生管理のために手洗い等を設置

【変更内容】

草津中学校配膳室増築工事について、前館の配膳室増築箇所の外壁材の下地調整材から、当初想定していなかったアスベストが検出されたため、除去作業を行うものです。

【変更後工事期間】

令和2年12月16日から令和3年8月20日まで（21日間の延長）

【変更額】

3,845,842円

（うち取引に係る消費税および地方消費税 349,622円）

【契約額】

当初契約額	今回変更額	変更後契約額
197,179,158円	3,845,842円	201,025,000円

新堂中学校配膳室増築工事の請負契約の変更に対する意見を市長に申し出る
ことについて

新堂中学校配膳室増築工事の請負契約の変更に対する意見を市長に申し出るに当
り、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長
に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づ
き、次のとおり臨時に代理する。

記

意見 特になし

令和3年2月24日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

新堂中学校配膳室増築工事に係る変更契約について

- 工事場所 草津市新堂町
- 工事期間 令和2年12月16日から令和3年7月30日
- 契約相手方 草津市山寺町1196番地
株式会社奥村工務店 代表取締役 奥村 嗣治
- 増築面積 132.42㎡（1階：45.15㎡、2～4階：29.09㎡）
- 工事内容
- ・既設校舎棟に配膳室を増築
 - ・配膳室内にエレベーターを設置
 - ・1階屋外に、配送トラックからコンテナを受け取るプラットフォームを設置
 - ・各階には食缶等の仕分けスペースを確保
 - ・衛生管理のために手洗い等を設置
 - ・給食配送トラックの動線確保のため、通路の舗装、駐輪場等の改修

【変更内容】

新堂中学校配膳室増築工事について、工事施工場所で、老朽化により消火配管の漏水が複数発生し、同様に、給水配管、プール給水配管についても老朽化が著しいことから、それらの更新工事を行うものです。

【変更後工事期間】

今回の変更契約に伴う工事期間の変更はありません。

【変更額】

7,373,300円

（うち取引に係る消費税および地方消費税 670,300円）

【契約額】

当初契約額	今回変更額	変更後契約額
155,199,000円	7,373,300円	162,572,300円

議第6号

県費負担教職員の定期人事異動に伴う校長の任免の内申につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和3年3月5日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

県費負担教職員の定期人事異動に伴う校長の任免の内申につき議決を求めることについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第38条の規定に基づき、県費負担教職員の定期人事異動に伴う校長の任免の内申につき議決を求める。